平成２２年（フ）第１３９１号
福岡市博多区美野島３丁目14番３―403号
債務者　大渡　健一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４号
福井県敦賀市長谷10号12番地の22
債務者　山本　完希
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１５２号
山梨県南巨摩郡身延町車田1810番地１
債務者　望月　香里
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
山梨県甲府市大里町3876番地４
債務者　長岡　幸江
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
山梨県韮崎市旭町上條北割1985番地31
債務者　樋口　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
山梨県韮崎市旭町上條北割1985番地31
債務者　樋口美紀子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
山梨県甲府市住吉４丁目14番36号
債務者　渡邉　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
山梨県甲府市住吉４丁目14番36号
債務者　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＶＥＲＮＹ　ＣＡＳＩＱＵＩＮ（渡邉　ヴェルニイ）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
山梨県南アルプス市上八田228番地１
債務者　片岡　理枝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
山梨県南アルプス市野牛島2315番地１
債務者　中込　明美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山梨県甲州市塩山赤尾1146番地　１―208
債務者　秋山　三幸
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
山梨県甲府市住吉５丁目14番16号サン寺田105
債務者　三森　利一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
山梨県甲府市湯村２丁目６番50号高鳥方
債務者　柏木　京子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
山梨県山梨市小原東720番地　Ｄ―514
債務者　加藤　ルミ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
山梨県笛吹市石和町156番地　エクセル104
債務者　古屋　　昭
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長野県安曇野市豊科田沢7974番地３
債務者　市川美奈子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４９号
長野県安曇野市豊科高家6858番地　サニータウン高木Ｂ―101
債務者　多田　律子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長野地方裁判所松本支部